

岡山県における法人県民税・法人事業税の税率等

1. 法人県民税

(1) 均等割

区 分	H16.4.1 以後に開始する事業年度		
	本来の均等割額 (年額)	加算額※2 (年額)	納税額 (年額)
資本金等の額が50億円を超える法人※1	800,000円 +	40,000円 =	840,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	540,000円 +	27,000円 =	567,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	130,000円 +	6,500円 =	136,500円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	50,000円 +	2,500円 =	52,500円
その他の法人(資本金等の額が1,000万円以下の法人)※3	20,000円 +	1,000円 =	21,000円

※1 資本金等の額とは、法人税法に規定する資本金等の額(又は連結個別資本金等の額)をいいます。なお、一定の欠損の填補又は損失の填補に充てた金額がある場合はその金額を控除し、一定の剰余金又は利益剰余金を資本金とした金額がある場合はその金額を加算した額になります。

また、「資本金等の額」が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、「資本金等の額」を「資本金と資本準備金の合算額」としてください。

※2 「おかやま森づくり県民税」として森林保全のために、本来の均等割額に5%相当額を加算して負担していただくものです。

※3 公益法人等(個別法において公益法人等とみなされるものを含み、独立行政法人を除く。)など資本金の額又は出資金の額を有しない法人(相互会社を除く。)については最低税率(年額21,000円)を適用します。

(2) 法人税割

区 分	H26.9.30 以前に 開始した事業年度	H26.10.1 以後に 開始した事業年度	R1.10.1 以後に 開始した事業年度
(1) 資本(出資)金の額が1億円を超える法人 (2) 保険業法に規定する相互会社 (3) 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額※4が 年1,500万円(中間申告については750万円)を超える法人	5.8%	4.0%	1.8%
資本(出資)金の額が1億円以下で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額※4が年1,500万円(中間申告については750万円)以下の法人	5.0%	3.2%	1.0%

※4 「法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」は2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては関係する都道府県に分割する前の額とします。

2. 法人事業税及び特別法人事業税

区 分		法人事業税			特別法人事業税(地方法人特別税)			
		H28.4.1 以後開始 する事業年度	R1.10.1 以後開始 する事業年度	R2.4.1 以後開始 する事業年度	H28.4.1 以後開始 する事業年度	R1.10.1 以後開始 する事業年度	R2.4.1 以後開始 する事業年度	
外形標準課税適用法人※5	所得割	軽適用税率人 年400万円以下の所得	0.3%	0.4%	0.4%	法人事業税 所得割額 ×414.2%	法人事業税 所得割額 ×260.0%	法人事業税 所得割額 ×260.0%
		年400万円を超え 年800万円以下の所得	0.5%	0.7%	0.7%			
		年800万円を超える所得	0.7%	1.0%	1.0%			
		軽減税率不適用法人※6	0.7%	1.0%	1.0%			
	付加価値割	1.2%	1.2%	1.2%				
	資本割	0.5%	0.5%	0.5%				
電気供給業 (発電事業 等・小売電 気事業等)	資本(出 資)金の額 が1億円を 超える法人	収入割	0.9%	1.0%	0.75%	法人事業税 収入割額 ×43.2%	法人事業税 収入割額 ×30.0%	法人事業税 収入割額 ×40.0%
		付加価値割	—	—	0.37%			
		資本割	—	—	0.15%			
	上記以外	収入割	0.9%	1.0%	0.75%			
	所得割	—	—	1.85%				
上記以外の電気供給業・ ガス供給業・保険業等	収入割	0.9%	1.0%	1.0%			法人事業税 収入割額 ×30.0%	
特別法人 (法人税法別表三に掲げる 協同組合(農業協同組合、 信用金庫等)、医療法人等)	所得割	軽適用税率人 年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	3.5%	法人事業税 所得割額 ×43.2%	法人事業税 所得割額 ×34.5%	法人事業税 所得割額 ×34.5%
		年400万円を超える所得	4.6%	4.9%	4.9%			
		軽減税率不適用法人	4.6%	4.9%	4.9%			
上記以外の普通法人 (公益法人等人格のない社 団等を含む)	所得割	軽適用税率人 年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	3.5%	法人事業税 所得割額 ×43.2%	法人事業税 所得割額 ×37.0%	法人事業税 所得割額 ×37.0%
		年400万円を超え 年800万円以下の所得	5.1%	5.3%	5.3%			
		年800万円を超える所得	6.7%	7.0%	7.0%			
		軽減税率不適用法人	6.7%	7.0%	7.0%			

※5 外形標準課税適用法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える所得課税法人(公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人を除く)をいいます。

※6 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。